

**特定電気取引に関する計量課題研究会（第5回）
議事要旨（書面開催）**

○日時

2020年3月19日（木）～3月26日（木）

○場所

書面開催

○出席委員

本多委員長、岩船委員、加曾利委員、高増委員、田中委員、根本委員

○議題

論点整理報告書（案）について

○資料

資料1 議事次第

資料2 委員等名簿

資料3 論点整理報告書（案）

○議事要旨

論点整理報告書（案）に対する審議結果は以下のとおり。

- ・了承する : 4件
- ・了承しない : 0件
- ・委員長一任 : 2件

○委員からのご意見

・論点整理報告書（案）のP7には、「現行の特定計量器（スマートメーター）の計測値を使用して取引を行っている小売電気事業者から需要家への電気供給に加え、貸しビル、アパート等の集合施設において電力量を配分し料金の精算に使用される子メーターは、引き続き、現行の計量法による従来の電気計量制度が適用されることが適当である。」という記載があるが、既存のケースはともかく、新規案件の子メーターには特定計量器に変わる安価な計量器の活用という可能性は残してほしい。

テナントビルなどで、特定計量器が高価なため、テナントに対し面積案分で電気料金を課金する例があると聞いているが、使っても使わなくても料金は一定であるとすると、省エネ意識が醸成されないという問題がある。

しっかりと計量し、実際の利用量を見る化し、費用を負担することが重要だが、子メーターの費用がそれを阻害しているケースもある。そのような場合、ブレーカー値など、他の計量値を用いることができれば、面積案分よりは実態に即した課金ができる。

以上の理由から、子メーター代替も特定電気取引の一つのありようと思われる所以、そういう可能性をなくさないでいただきたい。

- ・計量法の扱いと特定電気取引の扱いについては、実運用にあたり誤認識、混乱が生じないよう、明確な整理が重要。

公平、公正、安心な取引を行う上で、機器の性能維持は重要なことであり、運用のガイドライン作成に当たっては十分な議論が必要。

- ・この審議内容が特定電気取引に反映されることで、新しいサービスが萌芽することを期待。
- ・個々の課題についてわかりやすく整理されていると思います。

「3.（7）の法令の位置づけ」について、今後、特定電気取引を行うにあたり、計量法との区分は明確に整理しておく必要がある。